

発行
岡山県



担当課（室）

担当課（室）

岡山県公報					
		発行 岡山県			
目次		担当課（室）			
○ 岡山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 【規則】 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退 【告示】 ○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定 ○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止 ○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の名称等の変更 ○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止 ○ 指定居宅サービスの事業の廃止		水産課 健康推進課 〃 障害福祉課 〃 〃 〃 〃 〃 〃 長寿社会課			
		目次			
		担当課（室）			
○ 漁船保険付保義務発生のための同意の認定 ○ 滞納に係る家賃及び駐車場使用料の収納事務の委託 【公告】 ○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請 ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 〃 〃 土地改良事業の工事完了 【監査委員】 外部監査人補助者の告示 【選挙管理委員会】 政治団体の名称等の公表 政治団体の代表者等の異動 政治団体の解散 資金管理団体の届出事項の異動		水産課 住宅課 県民生活交通課 〃 〃 耕地課 監査事務局 選挙管理委員会 〃 〃 〃			

◎岡山県規則第四十号

岡山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年五月二十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年岡山県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六条第一項中「第十条第一項」を「第十条」に改める。

第九条第一号中「前条の規定による」を削る。

第十条中「貸金」を「貸付金」に改める。

別表の一 経営等改善資金の項（一）中「第十四条第一項」を「第十四条第二項」に、「第十一条第一項」を「第十一条第二項」に、「第十条第一項」を「第十条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十八年五月二十七日

指定した医療機関

名称

みのり薬局

所在地

倉敷市下庄四四一―五

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定年月日

平成二十八年五月一日

◎岡山県告示第三百十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年五月二十七日

指定を辞退した医療機関

名称

みのり薬局

所在地

倉敷市下庄四六九一〇

辞退年月日

平成二十八年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第三百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
薬局ホテル	総社市総社2-1-30	H28. 4. 1
早島クリニック耳鼻咽喉科皮膚科	都窪郡早島町早島1475-2	H28. 3. 28
富永薬局早島店	都窪郡早島町早島1473	H28. 4. 1
佐古薬局石川病院前店	津山市川崎550-1	H28. 4. 1
E薬局津山店	津山市河辺1155-49	H28. 4. 1

◎岡山県告示第百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成二十八年五月二十七日

病院、診療所又は薬局

岡山県知事 伊原木 隆 太

名 称	所 在 地	廃止年月日
すこやか薬局	井原市下出部町1－34－4	H27.12.31
たなか歯科・内科	井原市下出部町1－33－4	H28.2.29
秋田医院	久米郡久米南町下弓削997	H28.3.30
医療法人米井医院	赤磐市周匝1452－1	H28.3.31
城山薬局	赤磐市周匝1352	H28.4.1

◎岡山県告示第百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の休止の届出があつた。

平成二十八年五月二十七日

病院、診療所又は薬局

岡山県知事 伊原木 隆 太

名 称	所 在 地	休止年月日
中田歯科医院	総社市南瀬手409-1	H28.4.4

◎岡山県告示第百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための介護予防を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

平成二十八年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	指定年月日
株式会社桜梅桃里	岡山市東区吉井208-1	グループホーム和楽の家 久米	久米郡久米南町上坤目436	H28.2.1

◎岡山県告示第三百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があつた。

平成二十八年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
居宅介護支援事業者	合同会社ケアサービスセンターまごころ	井原市高屋町1519	指定居宅介護支援事業所まごころ	井原市高屋町1511-1	事業所の所在地	井原市高屋町1506	井原市高屋町1511-1	H28.3.30
居宅介護事業者	合同会社ケアサービスセンターまごころ	井原市高屋町1519	指定通所介護事業所まごころ	井原市高屋町1511-1	事業所の所在地	井原市高屋町1506	井原市高屋町1511-1	H28.3.30
介護予防事業者	合同会社ケアサービスセンターまごころ	井原市高屋町1519	指定通所介護事業所まごころ	井原市高屋町1511-1	事業所の所在地	井原市高屋町1506	井原市高屋町1511-1	H28.3.30
〃	株式会社アール・ケア	玉野市東高崎25-34	アール・ケア ホームヘルプステーション・アスト中央	玉野市東高崎24-8	事業所の所在地	玉野市東高崎25-183	玉野市東高崎24-8	H27.5.11

◎岡山県告示第三百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十八年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	有限会社オーケー	広島県福山市南蔵王町四丁目15-34	すこやか薬局	井原市下出部町一丁目34-4	H27.12.31
介護予防事業者	有限会社オーケー	広島県福山市南蔵王町四丁目15-34	すこやか薬局	井原市下出部町一丁目34-4	H27.12.31
居宅介護事業者	医療法人米井医院	赤磐市周匝1452-1	医療法人米井医院	赤磐市周匝1452-1	H28.3.31
介護予防事業者	医療法人米井医院	赤磐市周匝1452-1	医療法人米井医院	赤磐市周匝1452-1	H28.3.31
居宅介護事業者	大浦 道夫	苫田郡鏡野町瀬戸385-6	城山薬局	赤磐市周匝1352	H28.4.1
介護予防事業者	大浦 道夫	苫田郡鏡野町瀬戸385-6	城山薬局	赤磐市周匝1352	H28.4.1

平成28年5月27日 岡山県公報 第11790号

◎岡山県告示第三百十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年五月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス リハケアセンターふるさと

2 所在地

岡山県玉野市梶岡七七七一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社敬心舎

2 所在地

岡山県玉野市梶岡七七七一

三 廃止年月日

平成二十八年五月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇一一五四

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第三百十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

平成二十八年五月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 小串加入区

黒崎連島加入区

白石島加入区

平成28年5月27日 岡山県公報 第11790号

◎岡山県告示第三百十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十八年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 委託した事務の内容

岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号）に基づく家賃及び駐車場使用料のうち、岡山県営住宅を退去した者及びその保証人又は連帯保証人による滞納に係る家賃及び駐車場使用料の収納の事務

二 委託した収入の種類

滞納に係る家賃及び駐車場使用料

三 委託を受けた者の所在地及び名称

東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号

ニッテレ債権回収株式会社

四 委託を受けた事務を行う場所

東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号芝浦前川ビル五階

ニッテレ債権回収株式会社本社

五 委託の期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

〔二〇七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十八年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人じあい

三 代表者の氏名

重利 有里

四 主たる事務所の所在地

倉敷市玉島三丁目一二―一四

五 定款に記載された目的

この法人は、身体障害者、知的障害者、精神障害者に対して、就労継続支援に関する事業（農・水産作業受託、地場野菜・水産品の普及、資源のリユース・リサイクル、釣具・遊漁船・栈橋の提供）を行うと共に、障害者の職業能力の開発と習得、一般就労の促進と雇用機会の拡充の支援及び社会参画に関する事業を行い、障害者の自立と社会活動の活性化に寄与することを目的とする。

〔二〇八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十八年五月二十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十八年五月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域ICT普及協議会

三 代表者の氏名

森脇 正巳

四 主たる事務所の所在地

岡山市北区蕃山町四番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、情報通信ネットワーク利用者をはじめ、情報通信・映像活用技術（以下「ICT」という。）サービス提供事業者及び関連企業を含めた幅広い視点から、情報化社会の進展に伴う地域ICTの重要性に鑑み、安全で快適な高度情報化社会を実現するための調査研究、人材育成、学校・社会教育、映像発信等に取り組むとともに、利活用環境の整備を図るための提言等幅広い取組を行い、その成果を社会に還元することを目的とする。

六 変更する事項

主たる事務所の所在地

〔二〇九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十八年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十八年五月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 color

三 代表者の氏名

川上 路代

四 主たる事務所の所在地

高梁市高倉町大瀬八長一六五六番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害のある方とそのご家族に対して、地域生活支援に関する事業を実施し、障害のある方と地域住民との交流を図り、障害のある方と地域住民とが共生するまちづくり、地域福祉、更には社会全体の利益に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

会議に関する事項

平成28年5月27日 岡山県公報 第11790号

〔二一〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十八年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十八年五月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人誠道会

三 代表者の氏名

田尻 雅昭

四 主たる事務所の所在地

津山市宮尾一三七九番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して介護等の通所福祉サービス及び介護保険法に定める居宅介護支援事業及び地域密着型入所介護事業を、幼児に対して保育のサービスに関する事業を行い、高齢者及び幼児が社会の中で安心して生活できる環境をつくることを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔二二一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があつた。

平成二十八年五月二十七日

事業主体		岡山県知事	伊原木 隆 太
地区名	工 種	完了年月日	
高崎土地改良区	宮川筋	かんがい排水	二八・一・二一
〃	六間丘2番川水路	〃	〃
〃	六間丘1番川水路	〃	二八・三・一六
児島湾土地改良区	北七区3番	〃	二八・二・八
	沖町11番川	〃	二八・二・一二
	錦沖4南	〃	二八・三・七
	鞆津川沖1南樋門	〃	二八・三・一一
〃	鞆津川丘2南樋門	〃	〃
〃	森崎丘4番川	〃	〃
〃	錦西21樋門	〃	二八・三・一六
〃	錦西22樋門	〃	〃
〃	錦六区縦悪水樋門	〃	〃
〃	宗津川丘3西樋門	〃	〃
〃	西谷川沖3沖樋門	〃	〃
〃	北七区七区小横樋門	〃	二八・三・一八
〃	北七区12条	農業用排水施設	二八・三・一六
〃	西七区3―4条	〃	二八・三・二四

◎岡山県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定により、協議が調った、包括外部監査人青木靖英が岡山県と平成二十八年四月一日に締結した包括外部監査契約に基づいて行う監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助できる期間は、次のとおりである。

平成二十八年五月二十七日

岡山県監査委員	小倉弘行
岡山県監査委員	渡辺吉幸
岡山県監査委員	與田統充
岡山県監査委員	佐藤由美子

氏名	住所	期間
奥田講平	茨木市舟木町六番二六号	平成二十八年五月二十七日から 平成二十九年三月三十一日まで
徳永浩司	茨木市稲葉町七番九号	
藤本真也	岡山市北区表町二丁目三番八号	
黄壽容	京都市山科区御陵上御廟野町七番地七	
松島幸三	岡山市中区住吉町二丁目四四番	

◎岡山県選管告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十八年五月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

一 政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

公職の種類
（第一号）
一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

届出年月日

民進党岡山県第1区総支部

高井 崇志

高井 明

岡山市北区野田二一七一一

衆議院議員

○

平成二八・四・五

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

いとうやすき後援会

小川 暹

岡本 敏行

高梁市成羽町下原七九九

平成二八・四・一三

倉敷市をますます元気にする会

村山 正則

中田 友楠

倉敷市白楽町四一一一ヨコタビル四階

〃 〃 〃 四・一

竹永みつえ後援会

竹永 徹

竹永 徹

岡山市東区西大寺中野一三七一五

〃 〃 〃 四・六

山本恒道後援会

山本 茂樹

山本 満喜子

備前市蕃山七三四一一

〃 〃 〃 四・一三

◎岡山県選管告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十八年五月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長岡本研吾

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岡山県支部連福田通雅	主たる事務所の所在地	玉野市玉六―三〇―九	玉野市築港二―三三―一二		平成二八・四・一
合会玉野地域支部					
〃	代表者の氏名	福田通雅	大賀護		〃
民進党岡山県参議院選挙区第1総支部	政治団体の名称	民進党岡山県参議院選挙区第1総支部	民主党岡山県参議院選挙区第1総支部		〃
区第1総支部					四・四
民進党岡山県参議院選挙区第2総支部		民進党岡山県参議院選挙区第2総支部	民主党岡山県参議院選挙区第2総支部		〃
区第2総支部					四・一四
民進党岡山県総支部連合会		民進党岡山県総支部連合会	民主党岡山県総支部連合会		〃
					四・一二
民進党岡山県第2区総支部		民進党岡山県第2区総支部	民主党岡山県第2区総支部		〃
					四・四
民進党岡山県第4区総支部		民進党岡山県第4区総支部	民主党岡山県第4区総支部		〃
					〃
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）					
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
内田大治後援会	江草正登	代表者の氏名	江草正登	江草健治	平成二八・四・一〇
岡山県社会保険労務士政林	光洋	会計責任者の氏名	富永優子	難波英一	〃
治連盟					四・一

◎岡山県選管告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十八年五月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

維新の党岡山県総支部

高井崇志

平成二八・三・二七

維新の党衆議院岡山県第1選挙区支部

高井崇志

〃

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

岡山新風会

三木亮治

平成二八・四・二二

竹永みつえ後援会

竹永徹

〃 〃 四・六

柳井正昭後援会

柳井正昭

〃

山本恒道後援会

山本茂樹

〃 〃 四・一三

◎岡山県選管告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。
平成二十八年五月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
------------------	-----------	------	---	---	-------

小林 孝一郎	こばやし孝一郎後援会	主たる事務所の所在地	岡山市南区福浜町一五〇一F	岡山市南区南輝二一三一一六	平成二八・四・一
--------	------------	------------	---------------	---------------	----------